

農業災害補償に関する
行政評価・監視結果に基づく勧告

平成 17 年 12 月

総 務 省

前 書 き

農業は、自然に強く影響される産業である。特に、我が国は、気象変化の激しいアジア・モンスーン地帯に位置していることから、年間を通じて、風水害、雪害、冷害等の自然災害に見舞われ、これにより、農業においても広い範囲にわたり甚大な被害を受けることが少なくないものとなっている。

また、我が国の農家は、経営規模が一般に零細であり、農業災害に見舞われた場合、個々の農家の自助努力だけで損害を回復し、持続的な農業生産を確保することは困難なものとなっている。

このようなことを背景として、昭和22年、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）の制定により、風水害、冷害等の自然災害や病虫害など不慮の事故による農家等の損失を補てんし、農業経営の安定と農業生産力の発展に資することを目的とする農業災害補償制度が発足した。

農業災害補償制度は、国の農業災害対策として実施される公的保険制度である。

その仕組みは、

- ① 農業災害により被害を受けた農家等を救済することを目的として、各地域ごとに農家等が農業共済組合を設立し、共済掛金を出し合って共同準備財産を造成しておき、農業災害が生じたときには、その共同準備財産から被災農家等に共済金を支払うという「共済」（共済事業は、市町村も行うことができる。）を基本とし、
- ② 農業共済組合又は市町村の支払能力を超える農業災害の発生に備え、農業共済組合及び市町村を構成員とし、都道府県ごとに設立される農業共済組合連合会が農業共済組合及び市町村の共済に対して行う「保険」、
- ③ 同連合会の支払能力を超える農業災害の発生に備え、国が同連合会の保険に対して行う「再保険」

の三段階のシステムにより、危険分散を図るものとなっている。

農業災害補償制度は、農家等相互の扶助を目的としていることから、農家等が共済掛金という形で負担をすることとなっているが、①我が国の農家は、経営規模が一般に零細であり、あらかじめ災害に備えて自主的に多額の掛金の負

担を行うことは困難なこと、②農作物共済事業については、一定規模以上の耕作面積を有する農家等は、その意思にかかわらず加入するという当然加入制が採られていることなどから、国は、農業災害補償法に基づき、農家等が負担すべき共済掛金の約2分の1を負担しており、その額は、平成16年度約647億円となっている。

また、農業共済組合及び市町村並びに農業共済組合連合会は、農業者、農業共済組合又は市町村によって組織され、それぞれの組合員の共通の利益のために一定の事業を行う点では私的法人たる協同組合と同様であるが、国の災害対策である社会保険的色彩の濃い農業災害補償制度の運営を担っていることから、国は、農業災害補償法に基づき、予算の範囲内で農業共済組合及び市町村並びに農業共済組合連合会の事務費の負担や補助を行っており、その額は、平成16年度において負担金額が約526億円、補助金額が約6億円となっている。

農業災害補償に係る共済事業については、農業災害補償法に基づき行われる公的な保険事業であり、その運営に対して、毎年度相当額の国庫負担・補助が行われていることから、その適切かつ効率的な運営が必要である。

この行政評価・監視は、農業災害補償に係る共済事業の適切かつ効率的な運営を図る観点から、その運営の実態等を調査し、関係行政の改善に資するため、実施したものである。

目 次

1	農業災害補償制度の概要	1
2	調査の結果	8
(1)	事務費負担金の執行の適正化	8
(2)	特別事務費等補助金の執行の適正化	19
(3)	共済業務運営の適正化	23

1 農業災害補償制度の概要

(1) 日本の農業の特色

農業は、自然に強く影響される産業である。特に、我が国は、気象変化の激しいアジア・モンスーン地帯に位置していることから、年間を通じて、風水害、雪害、冷害等の自然災害に見舞われ、これにより、農業においても広い範囲にわたり甚大な被害を受けることが少なくないものとなっている。

このため、風水害等による農作物の被害は、毎年、数百億円から数千億円に及んでおり、中でも、平成5年の夏季の異常低温による水稻等の被害は1兆円を超える被害額となっている。

また、我が国の農家においては、経営耕地面積が1ha未満又は農産物の販売金額が100万円未満の経営規模の零細な農家が、全体の半数を超えており、災害に見舞われた場合、個々の農家の自助努力だけで損害を回復し、再生産を確保することは困難なものとなっている。

(2) 農業災害補償制度の仕組み

上記のように、農作物の被害を個々の農家の自助努力だけで補うことが困難であること等を背景として、昭和22年、農業災害補償法（昭和22年法律第185号。以下「農災法」という。）の制定により、風水害、冷害等の自然災害や病虫害など不慮の事故による農家等の損失を補てんし、農業経営の安定と農業生産力の発展に資することを目的とする農業災害補償制度が発足した。

農業災害補償制度においては、農業災害による被害発生時の損害の危険分散を図るため、地域又は都道府県段階の団体が損失を補てんし、最終的には、国が損失を補てんすることとされている。これらの仕組みは、次のとおりである。

- ① 災害を受けた農家等を救済することを目的として、各地域ごとに農家等が農業共済組合を設立し、共済掛金を出し合って共同準備財産を造成しておき、災害があったときには、当該共同準備財産の中から被災農家等に共済金を支払う。

なお、この事業は、農業共済組合のほか、市町村（複数の市町村による事務組合を含む。）が行うこともできるとされている（以下、農業共済組合並びに農業共済事業を営む市町村及び事務組合を総称して「組合等」という。）。

- ② 組合等の支払能力を超える農業災害の発生に備え、組合等は、都道府県の区域ごとに農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）を設立し、組合等が負う共済責任の一部について、連合会に保険する。

連合会は、その保険責任に応じて、組合等が支払うこととなった共済金の一部について、組合等に対して保険金として支払う。

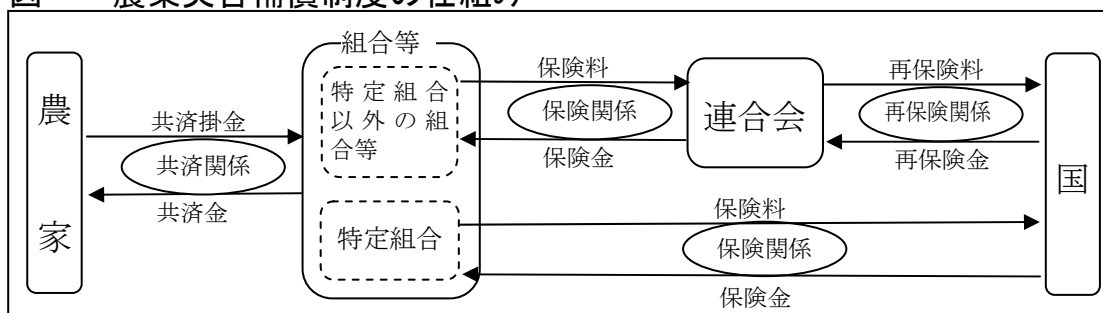
なお、連合会の権利義務を承継し、都道府県を事業の区域とする農業共済組合（以下「特定組合」という。）が設立されている場合には、特定組合は、自らが負う共済責任の一部について、国に保険する。

- ③ 連合会の支払能力を超える農業災害の発生に備え、連合会は、連合会が負う保険責任の一部について、国に再保険する。

国は、その再保険責任又は保険責任に応じて、連合会が支払うこととなった保険金又は特定組合が支払うこととなった共済金の一部について、連合会又は特定組合に対して再保険金又は保険金として支払う。

以上の関係を整理すると、次の図のとおりである。

図 農業災害補償制度の仕組み



(注) 農林水産省の資料による。

また、農業共済団体の種類及びその実施事業、事業区域等は、次表のとおりである。

表 連合会及び組合等の種類別の実施事業、事業区域及び数

団体の種類		実施する事業	事業の区域	団体数 (平成17年4月1日現在)
連合会		保険事業及び任意共済事業	都道府県の区域	43
組合等	特定組合	制度共済事業及び任意共済事業	都道府県の区域	4
	特定組合以外の農業共済組合		1又は2以上の市町村の区域	211
	事務組合	48		
	市町村	制度共済事業		31

(注) 1 農林水産省の資料による。

2 「制度共済事業」とは、農作物共済事業、家畜共済事業、果樹共済事業、畑作物共済事業及び園芸施設共済事業の5種類の共済事業をいう。

(3) 共済事業の種類等

共済事業の種類は、①水稻、麦及び陸稲を対象とする農作物共済事業、②牛、馬及び豚を対象とする家畜共済事業、③うんしゅうみかん、りんご、ぶどう等27種類の果樹を対象とする果樹共済事業、④ばれいしょ、大豆、小豆等11種類の畑作物及び蚕繭を対象とする畑作物共済事業、⑤ビニールハウス、ガラス室等の園芸施設、園芸施設に附帯する施設及び園芸施設内で栽培する作物を対象とする園芸施設共済事業並びに⑥建物、農機具等を対象とする任意共済事業の6種類がある。

このうち、制度共済事業については、国が保険又は再保険を引き受けているが、任意共済事業については、国は保険又は再保険を引き受けていない。

また、農災法において、共済事業の補償の対象となるのは、事故、自然災害等であり、農作物共済事業の場合には、風水害、干害、冷害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害とされている。

(4) 共済事業の事業実績

共済事業の実績は、平成16年度における制度共済事業についてみると、加入農家等の延べ数が約276万戸、共済金額が約2兆8,566億円、共済掛金総額が約1,298億円となっている。また、制度共済事業における共済金の支払額は、最近の5年間では、冷害等による全国的な農作物被害が発生した

平成15年度は約1,871億円となっているが、例年は1,000億円前後となっている。

(5) 農業災害補償における国庫負担等

ア 共済掛金に対する国庫負担

農業災害補償制度は、農業者相互の扶助を基本としていることから、農家等が共済掛金として負担をすることとなっているが、①我が国の農家は、経営規模が一般に零細であり、あらかじめ災害に備えて自主的に多額の掛金の負担を行うことは困難なこと、②農作物共済事業については、一定規模以上の耕作面積を有する農家等は、その意思にかかわらず加入するという当然加入制が採られていることなどから、国は、農災法第12条等の規定に基づき、農家等が支払うべき共済掛金の2分の1に相当する額を負担している。なお、任意共済事業の掛金に対しては、国庫負担は行われない。

平成16年度における当該負担額は、共済掛金総額約1,298億円のうち約647億円となっており、近年、共済加入農家数等の減少等を受け、共済掛金総額及び国庫負担額とも減少傾向にある。

イ 連合会及び組合等の事務費等に対する国庫負担・補助

農業災害補償制度の運営は連合会及び組合等が担っていることから、国は、農災法第14条の規定に基づき、予算の範囲内で連合会及び組合等の事務費を負担している(農業共済事業事務費負担金。以下「事務費負担金」という。)。連合会及び組合等に対する国の事務費負担金の予算額は、昭和60年度から平成11年度までは約541億円の定額とされていたが、12年度以降は毎年度3億円ずつ減額されており、16年度では約526億円とされている。

また、国は、①連合会及び組合等が損害評価を実測の方法により行うために要する経費、②組合等と農家等との間の連絡を効率的に行うための組織体制の育成、強化や共済連絡員(注)の資質の向上を図るために要する経費に対し、農業共済事業特別事務費補助金(以下「特別事務費

補助金」という。)を交付している。さらに、国は、連合会及び組合等が自らの事務処理の機械化等や家畜の飼養管理情報の把握・分析を行い、事故を未然に防止するための体制の充実・強化に要する経費等に対し、農業共済事業運営基盤強化対策費補助金(以下「対策費補助金」という。)を交付している。特別事務費補助金及び対策費補助金(以下、これらを総称して「特別事務費等補助金」という。)の平成16年度における交付額は、合計で約5億9,700万円となっている。

(注) 共済連絡員は、共済掛金の徴収、損害通知の受理、制度の普及、加入促進など、日常の組合等の業務に関する事項について、組合等と組合員等との連絡の任に当たる者で、組合等が集落ごとにその集落内の組合員等の中から選任し、委嘱する。

なお、事務費負担金及び特別事務費等補助金(以下、これらを総称して「事務費負担金等」という。)は、平成15年度までは都道府県を通じて連合会及び組合等に交付される間接補助であったが、16年度からは、事務費負担金については、連合会及び特定組合については都道府県を経由しないで国が直接交付する直接補助に変更された。さらに、平成17年度からは、事務費負担金については、都道府県内における組合等の合併が完了しており、かつ、直接補助を希望している10府県について、国からの直接補助とされ、特別事務費等補助金については、すべての都道府県について、直接補助とされている。

ウ 連合会及び組合等に対する農林水産省又は都道府県の指導等

連合会の保険事業及び組合等の共済事業については、農災法に基づき、連合会に対しては農林水産省、組合等に対しては都道府県(以下、農林水産省及び都道府県を総称して「行政庁」という。)が毎年1回を常例として、業務運営についての検査(以下「常例検査」という。)を行うとされている。また、連合会及び組合等に対する事務費負担金等の執行状況については、行政庁による常例検査のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適化法」という。)に基づき、補助事業者である農林水産省又は都道府県が監査等を行っている。

表 連合会及び組合等に対する行政庁の指導監督の権限区分

団体の種類		常例検査	補助金監査等		
			平成15年度	16	17
連合会		農林水産省		農林水産省	農林水産省
組合等	特定組合	都道府県	都道府県	農林水産省	農林水産省
	特定組合以外の農業共済組合			農林水産省	農林水産省
	直接交付組合		都道府県	都道府県	
	事務組合				農林水産省
	直接交付組合		都道府県	都道府県	都道府県
	市町村				農林水産省
	直接交付組合			農林水産省	

(注) 1 農林水産省の資料による。

2 「補助金監査等」欄については、事務費負担金について記載した。特別事務費等補助金については、平成17年度以降は、すべての団体が直接交付方式となったことから、すべての団体に対し農林水産省が監査を行うこととされている。

3 「直接交付組合」とは、連合会及び特定組合以外に、国が事務費負担金を直接補助する組合等をいう。

(6) 農業共済再保険特別会計の概要

国が行う再保険事業及び保険事業については、農業共済再保険特別会計の中で経理されている。

農業共済再保険特別会計は、農業共済再保険特別会計法(昭和19年法律第11号)に基づき、昭和19年に創設されたものである。同会計には、農業共済事業の種類ごとに、再保険(特定組合に対しては、保険。以下同じ。)事業を経理するため、農作物共済事業及び畑作物共済事業を対象とする農業勘定、家畜共済事業を対象とする家畜勘定、果樹共済事業を対象とする果樹勘定並びに園芸施設共済事業を対象とする園芸施設勘定の4勘定(以下、この4勘定を総称して「事業勘定」という。)が設けられているほか、①再保険業務に係る諸経費の経理のための業務勘定、②事業勘定において再保険支払財源の不足を生じた場合に備えて、一般会計から財源を受け入れて基金として積み立てておき、事業勘定に不足が生じた場合に当該事業勘定に繰り入れるための再保険支払基金勘定の計6勘定が設けられている。

農業共済再保険特別会計に対しては、一般会計から、①共済加入農家等に対する共済掛金の一部国庫負担金を支払うための繰入(注)、②連合会が計画を立て、組合等に対して特定の家畜の疾病について損害防止等の指

示を行う事業等に対する補助に係る経費の繰入、③再保険事業の事務取扱に関する諸経費等の繰入が行われており、平成16年度における繰入金総額は約669億円となっている。

農業共済再保険特別会計の平成15年度における歳入、歳出状況をみると、歳入総額は約1,671億円、歳出総額は約1,420億円、15年度末の積立金の額は約677億円となっている。

(注) 共済加入農家等に対する共済掛金の国庫負担金は、農業共済再保険特別会計に繰り入れられ、連合会の再保険料及び組合等の保険料と相殺されている。

(7) 農業災害補償を取りまく環境

共済事業の実施主体は、農業災害補償制度が発足した昭和22年当時は、原則として1つの市町村を区域とする組合とされていたが、交通通信手段の発達等による農業経済圏の広域化や農業共済組合の運営基盤の強化の必要性など、経済情勢が変化してきたことなどから、農林水産省は、昭和45年度から組合等の広域化を進めている。

また、連合会及び組合等においては、職制の専門分化や職員の資質の向上等を図り、組織・要員の合理化及び事業の執行体制の強化を進め、事業の安定的かつ効率的な運営を図っている。

その結果、平成16年度は昭和60年度に比べ、連合会及び組合等の数は約8割減、連合会及び組合等の職員数は約4割減となっている。

さらに、制度共済事業の引受状況の推移をみると、農家戸数等の減少等を反映して、平成16年度は昭和60年度に比べ、引受戸数は約4割減、共済金額は約2割減となっている。

2 調査の結果

(1) 事務費負担金の執行の適正化

ア 制度の仕組み

(7) 事務費負担金の額の推移

事務費負担金は、昭和22年の農業災害補償制度の発足と同時に交付が開始された。

事務費負担金の予算額は、昭和59年度までは、連合会及び組合等の人件費、旅費、庁費、委員手当などの個別経費の積算方式により毎年度算出され、決定されていたが、農業関係予算の見直しにより、60年度から平成11年度までは、毎年度約541億円の定額となっていた。さらに、農政改革大綱（平成10年12月農林水産省決定）等により、各農業団体について組織の合理化、事業運営の効率化を実現することとされたこと等を踏まえ、平成12年度からは毎年度3億円ずつ減額され、16年度の予算額は約526億円（交付額も同額）となっている。

これに関して、事務費負担金の交付対象経費総額に対する実際の交付額の割合でみると、事務費負担金が積算方式から定額方式に変更された昭和60年度には74.0%であったものが、平成16年度には82.2%と8.2ポイント増加している。

(イ) 事務費負担金の配分方法

事務費負担金は、おおむね1割が連合会に、おおむね9割が組合等に配分されている。また、個別の連合会に対しては、①1連合会当たり3,800万円の均等割などによる固定費用割、②前年度実績等を基にした制度共済引受面積等を点数化した事業規模点数や組合員等数などによる事業規模割及び③前年度交付額との較差を調整する調整割の計3種類の算定要素により算出し、配分されている。個別の組合等に対しては、①広域合併等により修正した組合等数による固定費用割、②組合等の広域化等による組織整備割、③前年度実績等を基にした制度共済引受面積等を点数化した事業規模点数や組合員等数による事業規模割及び④前年度交付額との較差を調整する調整割の計4種類

の算定要素により算出し、配分されている。

(ウ) 事務費負担金の交付対象経費

事務費負担金は、上述 1-(5)のとおり、農災法第14条の規定に基づいて、予算の範囲内において、組合等及び連合会の事務費を負担するものである。

事務費負担金の交付対象経費については、農業災害補償法施行令（昭和22年政令第299号）第1条の4により、役職員（共済事業を行う市町村にあっては、共済事業に関する事務に従事する吏員その他の職員）の給料、手当、旅費、事務所費、会議費その他連合会の行う保険事業及び組合等の行う共済事業に関する事務の執行に必要な費用とされている。

具体的には、「農業災害補償法第14条の規定による事務費国庫負担金等交付要綱」（昭和45年5月25日付け45農経B第1207号農林事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）において、①組合等が共済事業に関する基幹的な事務を行うのに要する人件費、旅費、庁費、委員手当等及び危険段階別共済掛金率の普及推進費並びに、②連合会が保険事業に関する基幹的な事務を行うのに要する人件費、旅費、庁費及び委員手当等の経費とされている。さらに、「農業共済団体等運営事業に係る国庫補助対象経費について」（昭和54年5月16日付け54農経B第1332号農林水産省経済局長通知。以下「昭和54年局長通知」という。）において、人件費としては、職員給料手当及び法定福利費があり、このうち、職員給料手当については、職員の給料、扶養手当、期末・勤勉手当、通勤手当及び住居手当が事務費負担金の交付対象経費として示されている。

(イ) 事務費負担金における交付対象経費等の取扱い

農林水産省は、事務費負担金の創設以来、任意共済事業に係る経費については事務費負担金の交付対象外としている。

事務費負担金の交付対象団体である連合会及び組合等は、共済事業

については、その種類ごとに勘定を設けて経理しており、制度共済事業と任意共済事業とは異なる勘定で経理している。一方、事務費負担金の交付対象となる人件費や庁費等の業務経費については、制度共済事業と任意共済事業とに係る経費を区分せずに業務勘定で一括経理している。

このため、農林水産省は、都道府県に対し、「農業共済団体等運営事業に係る国庫補助対象経費についての一部改正について」（昭和60年6月21日付け60農経B第1684号農林水産省経済局長通知）を発出し、任意共済事業に係る経費については事務費負担金の交付対象外経費とするよう指導している。また、「農業共済事業事務費負担金等の適正執行について」（平成9年3月18日付け経済局保険管理課予算班事務連絡。以下「平成9年予算班事務連絡」という。）を発出し、制度共済事業と任意共済事業に係る事務を兼務する職員及びこれらの職員が所属する課（部）の課（部）長等の人件費については、執務量等による^{あん}按分で任意共済事業に係る経費を明確にし、事務費負担金の対象外とするよう指導している。また、この中で、旅費、会議費等についても、任意共済事業に係る用務と制度共済事業に係る用務を同時に執行する場合には、用務の数、所要時間等一定の基準により任意共済事業に係る経費を明確にし、事務費負担金の対象外とするよう指導している。

また、農林水産省は、毎年1月頃に、都道府県の農業災害補償制度の担当職員及び連合会の担当職員を対象とする会議において、連合会及び組合等の職員の給与等については、国又は地方公共団体の支給基準等との比較検討を行い、公共的団体として適正な水準とするために規則等を整備するよう指導することを求めている。また、この中で、連合会の事務費賦課金の承認審査に際しては、「職員給料及び諸手当については、農業共済団体等の公共的性格にかんがみ、国又は地方公共団体の支給基準等の範囲内で適切な基準を定め支給すること」を確認することとしている。

(オ) 行政庁の指導、監督等

行政庁は、連合会の保険事業及び組合等の共済事業の業務又は会計に関し、①農災法第142条の2において、法令等の遵守状況を把握するために必要な報告を徴収し、検査することができるとされるときも、②同法第142条の3において、毎年一回を常例として検査をしなければならないとされている。さらに、行政庁は、これらの報告の徴収又は検査の結果、連合会又は組合等の業務又は会計が法令等に違反すると認めるときは、当該連合会又は組合に対しては同法第142条の5において必要な措置を採るべき旨を命ずることが、また、共済事業を行う市町村に対しては同法第142条の5の2において必要な措置を採るべき旨を指示することができるとされている。

また、国の補助金等については、補助金適化法第3条において、「各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。」とされるときも、同法第22条において、「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。」とされている。さらに、各省各庁の長は、同法第6条において、補助金等の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査するとされるときも、同法第23条において、補助事業の実施後において、必要がある場合に補助事業者等又は間接補助事業者等に対して立入検査等を行うことができるとされている。

イ 調査結果

今回、事務費負担金の交付対象経費及び交付額が適切に算定されているかなどについて調査した結果（注）、次のような状況がみられた。

（注）47都道府県の44連合会及び294組合等のうち、23道府県の22連合会及び85組合等を調査対象とした。ただし、制度共済事業と任意共済事業との按分に係る箇所については、任意共済事業を実施していないもの及び実施していてもわずかであるものを除く、20連合会及び66組合等を調査対象とした。

(ア) 任意共済事業に係る経費など事務費負担金の交付対象外経費を交付対象経費としている

22連合会及び85組合等について、事務費負担金の交付対象外経費を交付対象経費としていないか調査したところ、制度共済事業と任意共済事業の両事業に従事する職員の給与等を全額事務費負担金の交付対象経費としているものなど、事務費負担金の交付対象外経費を交付対象経費として事務費負担金の実績報告書（以下「実績報告書」という。）に計上しているものが14連合会（63.6%）及び57組合等（67.1%）みられる。

これらの事例に係る支出額を当省が試算した結果、その合計は約6億4,537万円になるとみられ、その詳細は以下のとおりである。

- ① 20連合会及び66組合等について、平成15年度における状況を調査したところ、共済事業に係る引受、審査、損害評価、支払など共済事業を担当する部門（以下「共済事業担当部門」という。）において、制度共済事業と任意共済事業の両事業に係る事務に従事している職員の給与等の全額を事務費負担金の交付対象経費として実績報告書に計上しているものが2組合等（3.0%）みられる（共済事業担当部門の職員に対する給与等の支給総額が高い方の組合等における平成15年度の当該額は約2,580万円となっている。）。この2組合等の共済事業担当部門の職員の給与等について、制度共済事業と任意共済事業に係る業務量に基づき、平成15年度において事務費負担金の交付対象経費から除外すべきとみられる額を当省が試算した結果、当該額は約253万円になるとみられる。

② 連合会及び組合等の参事は、事務部門の最高責任者として、連合会及び組合等の業務全体の管理・運営に関する企画立案及び業務執行の指揮及び監督に当たっていることから、制度共済事業及び任意共済事業の両事業の業務にかかわっている。20連合会及び66組合等について、平成15年度における状況を調査したところ、参事の給与等について11連合会及び31組合は、制度共済事業分と任意共済事業分に按分して事務費負担金の交付対象経費を実績報告書に計上している。しかし、残る9連合会及び35組合等のうち、参事を置いていない1組合等を除く9連合会及び34組合等は、参事の給与等を制度共済事業分と任意共済事業分に按分することなく、全額を事務費負担金の交付対象経費として実績報告書に計上している（事例がみられた連合会及び組合等のうち、参事に対する給与等の支給総額が最も高額となっている連合会及び組合等における当該額は約984万円となっている。）。この9連合会及び34組合等について、制度共済事業と任意共済事業に係る業務量に基づき参事の給与等を按分し、事務費負担金の交付対象経費から除外すべきとみられる額を当省が試算（注）した結果、当該額は約6,506万円になるとみられる。

（注） 制度共済事業と任意共済事業との按分方法については、種々の方法が考えられるが、ここでは、共済事業を直接担当している事業課、業務課などの部署の職員を制度共済事業担当と任意共済事業担当に区分し、その人数の割合により按分する「人頭割方式」により試算した。

なお、以下の③についても同様の方法による。

③ 連合会及び組合等における、共通的な管理業務部門である総務課、経理課等（以下「共通管理部門」という。）の職員は、連合会及び組合等の管理・運営に関する人事・予算や経理等の業務に従事していることから、制度共済事業及び任意共済事業の両事業の業務にかかわっている。20連合会及び66組合等について、平成15年度における状況を調査したところ、共通管理部門の職員の給与等について8連合会及び25組合等は、制度共済事業分と任意共済事業分に按分して事務費負担金の交付対象経費を実績報告書に計上している。しかし、残る12連合会(60.0%)及び41組合等(62.1%)は、共通管理部

門の職員の給与等を制度共済事業分と任意共済事業分に按分することなく、全額を事務費負担金の交付対象経費として実績報告書に計上している。（事例がみられた連合会及び組合等のうち、共通管理部門の職員に対する給与等の支給総額が最も高額となっている連合会及び組合等における当該額は約1億9,094万円となっている。）。この12連合会及び41組合等について、制度共済事業と任意共済事業に係る業務量に基づき共通管理部門の職員の給与等を按分し、事務費負担金の交付対象経費から除外すべきとみられる額を当省が試算した結果、当該額は約5億4,711万円になるとみられる。

- ④ 庁費の細目である修繕維持費や賃借料等は、制度共済事業と任意共済事業のいずれに属する経費か明確には区分することができない共通経費であるために業務量等に基づき按分する必要があるが、20連合会及び66組合等について、平成15年度における状況を調査したところ、これら共通経費を按分せずに一律に制度共済事業に係る経費として事務費負担金の交付対象経費としているものが3組合等(4.5%)みられる(事務費負担金の交付対象経費から除外すべきとみられる額は、試算不能)。
- ⑤ 旅費等は、制度共済事業に係るものと任意共済事業に係るものとに区分が可能な経費であるが、22連合会及び85組合等について、平成13年度から15年度における状況を調査したところ、任意共済事業に係る旅費等であるにもかかわらず、制度共済事業に係る経費として事務費負担金の交付対象経費としているものなどが4連合会(18.2%)及び28組合等(32.9%)みられる。この4連合会及び28組合等が事務費負担金の交付対象経費に含めた交付対象外経費の額は、平成13年度から15年度の3年度間で計約3,067万円になるとみられる。

このような事例がみられた原因は、次のような点にあると考えられる。

- ① 農林水産省は、平成9年予算班事務連絡により、制度共済事業と

任意共済事業に係る事務を兼務する職員の人件費等、旅費、会議費等について、執務量等による按分で任意共済事業に係る経費を明確にして事務費負担金の対象外とするよう指導しているが、これが徹底されていないこと。

- ② 農林水産省は「任意共済事業の業務収支の明確化について」（昭和39年3月23日付け39農経B第1271号農林省経済局長通達。以下「昭和39年経済局長通達」という。）において、人件費のうちの職員給料手当について、共済事業担当職員にあつては制度共済事業担当と任意共済事業担当に区分し、それぞれの経費とするが、参事等の特別職員及び庶務係、経理係等共通の業務に従事する職員にあつては共通経費で処理するよう連合会及び組合等を指導するよう、都道府県に対して指導している。しかし、同省は、本通達は、任意共済事業の収支状況を明確にする目的で発出したものであつて、事務費負担金の交付対象経費を明らかにするためのものではないとの考え方から、これまで、参事及び共通管理部門の職員の給与等については、按分により任意共済事業に係る経費を事務費負担金の交付対象経費から除外するよう都道府県並びに連合会及び組合等に対して指導していないこと。

また、農林水産省が連合会の常例検査に使用しているチェックリストには、「任意担当職員を国庫補助対象外としているか」との記述があるが、農林水産省は、制度共済事業と任意共済事業の両事業に関与する参事及び共通管理部門の職員にかかる給与等を按分しているか否かについては検査していないこと。現に、今回調査対象とした22連合会中、参事又は共通管理部門の職員の給与等を按分していない12連合会に対し、常例検査において、按分の必要性について指摘していない。また、今回調査対象とした23道府県が常例検査の際に使用しているチェックリストにおいても、制度共済事業と任意共済事業の両事業に関与する職員に係る人件費を按分し、国庫補助対象から除外しているかを検査することとされていないこと。

- ③ 農林水産省は昭和39年経済局長通達において、i)業務収支のう

ち、制度共済事業と任意共済事業に区分可能なものはそれぞれの収支に区分し、制度共済事業と任意共済事業に区分できない収支は、「共通収益」又は「共通経費」とする、ii)共通収益及び共通経費は、期末において制度共済事業と任意共済事業に按分して分割処理を行うとしているが、制度共済事業と任意共済事業とに区分又は按分すべき修繕維持費や旅費等の経費を具体的に例示していないこと。

- ④ 農林水産省及び都道府県が、実績報告書等に記載されている事務費負担金の交付対象経費の額について、制度共済事業と任意共済事業に適切に按分又は区分されているか、十分確認していないこと。

(イ) 当省の試算によれば、事務費負担金が過大に交付されているとみられるものあり

上述(ア)のとおり、任意共済事業に係る経費など事務費負担金の交付対象外経費を交付対象経費として計上している連合会及び組合等がみられ、これらの事例に係る支出額の合計試算額は約6億4,537万円になるとみられる。ただし、事務費負担金の交付対象経費の全額について事務費負担金が交付されるものではないことから、上記の合計試算額が直ちに過大交付額とはみなせないものとなっている。

このため、実績報告書に計上された事務費負担金の交付対象経費から、上記の合計試算額を除外して事務費負担金の交付対象経費を当省が再計算（試算）した結果、組合等に交付された事務費負担金額が本来交付すべき事務費負担金額を上回るものが8組合等あり、その額は約1,338万円になるとみられる。

(ウ) 職員給与等の改定が適切に行われていない

22連合会及び85組合等について、人事院勧告等により給与の減額が勧告された平成14年度及び15年度において、連合会及び組合等の職員給与等が人事院勧告等に準拠して切り下げられているか調査した結果、職員給与等の額が増額となる際には人事院勧告等に準拠して4月

に遡及して差額支給を行っているにもかかわらず、減額が勧告された際には人事院勧告等に準拠して4月に遡及せず、年度途中又は翌年度の4月から職員給与等の改定を実施しており、給与額が高額になるように改定しているものが4連合会及び11組合等みられる。

なお、この4連合会及び11組合等について、人事院勧告等に準拠し、職員給与等を年度当初に遡及して改定したものと仮定して当省が遡及額を試算した結果、当該遡及額の合計は約6,646万円になるとみられる。

この原因は、農林水産省が都道府県に対し、連合会及び組合等が給与等を国又は地方公共団体の給与等に準拠した適正な水準とする指導を行うよう要請しているものの、人事院勧告等に連動した職員給与等の改定時期について、一定の基準を定めるよう指導していないこと等によると考えられる。

ウ 所見

したがって、農林水産省は、事務費負担金の適正かつ効果的・効率的な執行を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 制度共済事業と任意共済事業との両事業に係る経費（両事業を兼務する職員、参事等及び共通管理部門の職員の人件費並びに修繕維持費や賃借料等の共通経費）について、任意共済事業に係る経費を事務費負担金の交付対象経費から除外する方法を示した上で、これに基づき事務費負担金の交付対象経費を適正に算定するよう連合会を指導するとともに、都道府県に対し組合等を指導するよう助言すること。
- ② 制度共済事業に係るものと任意共済事業に係るものとの区分が可能である経費を明示し、これに基づき事務費負担金の交付対象経費を適正に算定するよう連合会を指導するとともに、都道府県に対し組合等を指導するよう助言すること。
- ③ 農林水産省による連合会の常例検査のチェックリストに上記①及び②により定めた事項等を盛り込み、連合会におけるこれらの事項の

実施状況について漏れなく検査すること。また、都道府県に対し、当該チェックリストに準じて組合等の常例検査を的確に行うよう助言すること。

- ④ 農林水産省又は都道府県による常例検査等の結果、事務費負担金が過大に交付されたと確認された場合には、連合会又は組合等から速やかに返還させること。
- ⑤ 人事院勧告等において給与の切り下げ勧告等が行われた場合における職員給与等の改定時期に関する基準を作成するよう、連合会を指導するとともに、都道府県に対し組合等を指導するよう助言すること。

(2) 特別事務費等補助金の執行の適正化

ア 制度の仕組み

(7) 特別事務費等の交付対象経費等

国は、連合会及び組合等に対して、上述2-(1)のとおり、農災法第14条の規定に基づき、連合会が行う保険事業及び組合等が行う共済事業に要する事務費の一部として、事務費負担金を交付しているほか、交付要綱に基づき、特別事務費等補助金を交付している。

特別事務費等補助金の交付総額は、平成13年度が約10億8,200万円、14年度が約11億8,400万円及び15年度が約9億700万円となっている。特別事務費等補助金の交付対象経費は、交付要綱において、①連合会及び組合等が実測の方法により損害評価を行うのに要する経費等である損害評価特別事務費、②連合会及び組合等が、組合等と農家等との間の連絡を効率的に行うための組織体制の育成・強化や共済連絡員の資質の向上を図るために要する経費である農業共済地域対応強化総合対策費（平成15年度からは、農業共済地域対応推進総合対策費。以下、農業共済地域対応強化総合対策費と農業共済地域対応推進総合対策費を併せて「地域対応総合対策費」という。）とされている。また、対策費補助金の交付対象経費は、連合会及び組合等が、①事務処理を機械化するためのシステムの開発及びシステム管理者の養成等を行うのに要する経費等である農業共済高度情報化推進事業費、②家畜の疾病情報を管理分析するシステムの開発等に要する経費等である家畜群疾病情報分析管理事業費とされている。

その具体的な経費の内容については、昭和54年局長通知により、①損害評価特別事務費は、連合会及び組合等が実測の方法により損害評価を行うのに要する実測費、旅費、会議費、賃金、賃借料及び燃料費とされ、②地域対応総合対策費は、連合会及び組合等が同事業を行うのに要する旅費交通費、通信運搬費、資料作成費、消耗品費、会議費、委員出席旅費、講習会費等とされている。

また、①損害評価特別事務費の対象事業は「農業共済団体等損害評価特別事業実施要領の制定について」（昭和56年7月2日付け56農経

B第1872号農林水産事務次官依命通知。以下「損害評価事業実施要領」という。)により、②地域対応総合対策費の対象事業は「農業共済地域対応強化総合対策事業実施要領」(平成2年6月8日付け2農経B第1247号農林水産事務次官依命通知)及び「農業共済地域対応推進総合対策事業実施要領」(平成15年3月31日付け14経営第6398号農林水産事務次官依命通知)(以下、これらを総称して「総合対策事業等実施要領」という。)並びに「農業共済地域対応強化総合対策運営要領」(平成2年6月8日付け2農経B第1259号経済局長通知)及び「農業共済地域対応推進総合対策事業の実施について」(平成15年3月31日付け14経営第6399号経営局長通知)(以下、これらを総称して「総合対策事業等運営要領」という。)により、③対策費補助金の対象事業は「農業共済事業運営基盤強化対策事業実施要領」(平成12年3月31日付け12農経B第976号農林水産事務次官依命通知)及び「農業共済高度情報化推進事業の実施について」(平成12年3月31日付け12農経B第1216号経済局長通知)(以下、これらを総称して「基盤強化対策事業実施要領等」という。)により、それぞれ事業の実施内容、実施方法等が定められている。

(イ) 行政庁の指導監督等

上述の2-(1)-ア-(ウ)のとおり、補助金適化法第23条において、各省各庁の長は補助事業者等又は間接補助事業者等に対して、立入検査等を行うことができるとされている。また、上述2-(1)のとおり、農災法に基づき、農林水産省は連合会に対して、都道府県は組合等に対して、それぞれ常例検査を行っている。これら検査に当たっては、検査担当職員が連合会の常例検査で使用するチェックリストを用いて補助金等の経理処理の状況等についても検査することとしている。

イ 調査結果

今回、23道府県において、22連合会及び85組合等を選定し、特別事務費等補助金の執行状況等を調査した結果、次のような状況がみられた。

(7) 特別事務費等補助金の使途が不適切なものあり

交付要綱に定められた補助対象経費以外の用途に支出した経費を補助対象経費として計上しているものが、次のとおり3連合会22組合等みられ、これらの不適切な事例に係る支出額の合計は約1,900万円になるとみられる。

- ① 損害評価特別事務費の損害評価実測費は、損害評価事業実施要領により、連合会及び組合等が実測の方法により損害評価を行う場合、それに要する職員の旅費、臨時職員の賃金、自動車使用料などの経費を補助するものであるにもかかわらず、実測を行わずに目視による現地調査で損害評価を行った場合の旅費等を特別事務費等補助金の対象としているものが1連合会及び3組合等みられる。この1連合会及び3組合等が損害評価特別事務費の交付対象経費に含めた対象外経費の額は、約129万円になるとみられる（問題がみられた組合等のうち、不適正支出額が最も高額となっている組合等においてける当該額は約51万円となっている。）。
- ② 地域対応総合対策費は、総合対策事業実施要領及び総合対策事業運営要領に基づき、連合会及び組合等が農業共済地域対応強化対策協議会等の設置等を行う場合、それに要する職員の旅費、資料作成費、会議費等の経費を補助するものであるにもかかわらず、i)補助事業の目的と関連性のない講演会などの経費や、連合会及び組合等が日常業務で使用する事務用品などの経費を補助対象経費としているものが15組合等、ii)補助事業に関連する経費であっても、補助対象経費とされていない飲食代金などの経費を補助対象経費としているものが1連合会及び8組合等、iii)実際に支出した額以上の額を実績報告書に計上しているものが1連合会及び2組合等みられ、これら不適切な事例のみられた連合会及び組合等の実数は、2連合会（9.1%）及び21組合等（24.7%）に上っている。この2連合会及び21組合等が地域対応総合対策費の交付対象経費に含めた補助対象外経費の額は約1,771万円になるとみられる。

これら不適切な事例のみられた連合会及び組合等について、実績報

告書に計上された補助対象経費から補助対象外経費を除外して補助対象経費を再計算した結果、連合会及び組合等に交付された特別事務費等補助金額が補助対象経費を上回るものが8組合等あり、過大に交付された特別事務費等補助金の総額は約525万円になるとみられる。

(イ) 不適切な事例が発生した原因

上述のような不適切な事例が発生した原因は、都道府県が、特別事務費等補助金の執行状況について連合会及び組合等に対する常例検査や立入検査等を厳正に実施していないこと、特別事務費等補助金採択時及び実績報告時における審査が適切に行われていないこと等によると考えられる。

なお、連合会及び組合等に対する特別事務費等補助金については、平成16年度までは都道府県を経由する間接補助であったが、17年度からは直接補助となっている。

ウ 所見

したがって、農林水産省は、農業共済団体等の運営に対する国の助成の適正化を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 特別事務費等補助金の使途が適切なものとなっているかについて、適切に点検できる仕組みを設けるとともに、連合会及び組合等に対して、点検の結果、不適切な使用がみられた場合には、適正な処理を行うよう指導すること。
- ② 特別事務費等補助金に係る採択審査及び補助金監査を厳正に実施すること。
- ③ 特別事務費等補助金が過大に交付されたと確認された場合には、連合会及び組合等から速やかに返還させること。

(3) 共済業務運営の適正化

ア 制度の仕組み

農業災害補償制度に基づく共済事業は、農災法第83条により、農作物共済事業、家畜共済事業、果樹共済事業、畑作物共済事業及び園芸施設共済事業の5種類の制度共済事業並びに任意共済事業の計6種類の事業とされている。

また、各共済事業の対象物（以下「共済目的」という。）及び補償対象事故（以下「共済事故」という。）は、農災法第84条の規定に基づき、共済事業の種類ごとに定められており、例えば、農作物共済事業の場合、①共済目的は、水稻、陸稲及び麦の3種類の作物であり、②共済事故は、風水害、干害、冷害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害とされている。

制度共済事業における共済の引受け、共済掛金の徴収、共済事故発生時における損害の評価及び被災農家等に対する共済金等の支払に係る制度の主な仕組みは、以下のとおりである。

(7) 共済の引受け

a 共済関係の成立手続等

(a) 共済関係の成立手続等の概要

組合等と農家等との共済関係の成立及び共済責任の開始時期は、農災法により、共済事業の種類ごとに次のように定められている。

① 農作物共済事業においては、共済関係は、i)当然加入農家等（注1）は、農家等の耕作等の事実をもって成立し、ii)任意加入農家等（注2）は、農家等からの共済関係成立の申出に対し、組合等がその申出を受理した日から20日以内に正当な理由を付し、これを拒否しない限り成立するとされている（注3）。

また、共済責任期間は、i)水稻については、本田移植期（直播する場合は発芽期）（注4）から収穫をするに至るまでの期間とされており、ii)麦又は陸稲については、発芽期（移植をする場合には移植期）から収穫をするに至るまでの期間とされている。

- (注) 1 水稲、陸稲及び麦の耕作面積が、一定規模以上の農家等をいう。一定規模以上の「一定規模」とは、i)水稲にあつては耕作面積が20 a 以上40 a 以下（北海道においては30 a 以上1ha以下）又はii)陸稲及び麦にあつては10 a 以上30 a 以下（北海道においては、陸稲にあつては30 a 以上1ha以下又は麦にあつては40 a 以上1ha以下）の範囲内の面積で都道府県知事が定める面積である。
- 2 水稲、陸稲及び麦の耕作面積の規模が当然加入農家等の規模未満の農家等であつて、かつ、都道府県知事が定める規模以上のものをいう。
- 3 一旦この申出により成立した共済関係は、農災法第104条の3等により「共済関係が存しない」等の場合を除き、将来に向かつて存することとなるため、共済関係が消滅した場合を除き、共済関係成立の申出は不要である。
- 4 本田移植とは、苗床で栽培した稲の苗を田に移植すること。いわゆる田植えのことである。一方、直播とは、籾を田に直接播く栽培方法である。

② 家畜共済事業、果樹共済事業、畑作物共済事業及び園芸施設共済事業においては、共済関係は、農家等が組合等に対して加入申込みを行い、組合等がこれを承諾することによって成立するとされている。

また、共済責任期間は、i)果樹共済事業について、収穫共済（果実の減収と品質の低下による損害を対象とする共済事業）は、花芽の形成期からその花芽に係る果実の収穫をするに至るまでの期間（農林水産大臣が特定の収穫共済の共済目的の種類等に係る果樹又は特定の収穫共済の共済関係に係る果樹につきこれと異なる期間を定めたときは、その果樹については、その農林水産大臣の定めた期間）、樹体共済（樹体の損害を対象する共済事業）は、組合等が定める日から1年間とされており、ii)畑作物共済事業について、農作物は、発芽期（移植をする場合にあつては、移植期）から収穫するに至るまでの期間（農林水産大臣が特定の畑作物共済の共済目的の種類等に係る農作物につきこれと異なる期間を定めたときは、その農作物については、その農林水産大臣の定めた期間）、iii)家畜共済事業及び園芸施設共済事業について、農家等が共済掛金を納付した日の翌日から開始するとされている。

③ 共済掛金の納付期限については、原則として（注1）、i)

農作物共済事業は、毎年、共済責任期間の開始するときまでに、
ii) 果樹共済事業及び畑作物共済事業は、組合等が共済責任期間の開始する時として定款等（注2）で定めた期日までに組合等に払い込むこととされている。

このように、農業災害補償制度において、共済責任期間は、組合等と農家等との共済関係又は共済責任の成立に密接にかかわっていることから、組合等は、作目等ごとに共済責任期間の開始時期を踏まえ、定款等に、共済加入申込期限、共済掛金の納入期限等を適切に設定する必要があると考えられる。

- (注) 1 共済掛金の納付期限については、農林水産省令の定めるところにより、定款等で特別の定めをした場合など、上記の原則と異なる場合がある。例えば、農作物共済の場合は、当該納付期限を、上記の原則の期限から二月（当該二月を経過する時までに当該共済掛金の額を確定することが著しく困難である場合には、当該額を確定することができる時期として定款等で定める時期までの期間）を超えない範囲内で延長することができる。
- 2 定款等とは、農業共済組合にあっては定款及び共済規程、市町村又は一部事務組合にあっては条例及び規則をいう（以下同じ）。

(b) 共済関係の成立手続に関する農林水産省の指導等

総務省（当時は総務庁）は、平成3年7月から9月にかけて実施した農業災害補償制度に関する行政監察（以下「農業災害補償制度行政監察」という。）において、水稻の品種が変わり本田移植期が早まっているにもかかわらず定款等の見直しが行われていないため、定款等に規定されている共済加入申込期限等の期日が本来の共済責任期間開始後に規定されているもの、加入申込みや加入承諾が共済責任期間開始後となっているものなどの事例がみられたことから、農林水産省に対し、4年12月、定款等に規定することとされている農作物共済事業等の共済加入申込期限等を生産の実態に即して共済責任期間開始前とすること及び加入申込・加入承諾等の期限の遵守について組合等を指導することを勧告している。

この勧告を受けて、農林水産省は都道府県に対し、平成5年11

月に「農業災害補償制度の適切な運営について」（平成5年11月2日付け5農経B第3029号農林水産省経済局長通達。以下「平成5年経済局長通達」という。）を発出し、組合等に対し、①共済細目書の提出期日及び共済加入申込期間を適切に設定する、②加入承諾等の期限の遵守に努める、③定款等で適正な払込期限を定めるよう指導することを指導している。

また、農林水産省は都道府県に対し、平成15年9月に「大豆に係る畑作物共済の共済責任期間の始期と共済掛金払込期限等について」（平成15年9月8日付け農林水産省経営局保険課畑作物・園芸施設再保険班事務連絡。以下「平成15年9月保険班事務連絡」という。）を発出し、農業災害補償法の一部を改正する法律（平成15年法律第91号。以下「農災法の一部改正法」という。）による共済規程等の新設（注）に併せ、組合等に対して、組合等ごとの発芽期（麦の後作として大豆を栽培する組合等にあつては当該発芽期）に基づき、組合等の規定する共済規程等の加入申込書の提出期限及び共済掛金の払込期限を定めるよう指導することを指導している。

（注）農災法の一部改正法（平成16年4月1日施行）前は、農業共済団体の自治法規としては、定款のみが法定され、団体の目的、名称、区域といった根本的な事項のほか、事業の細目に関する事項についても、定款で定めることとされていた。しかし、農災法においては、定款を変更する場合には、総（代）会の通常議決（出席者の議決権の過半数）ではなく、特別議決（総組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決）が必要とされている。

このため、農業共済団体が、多様化している組合員の共済ニーズに応え、機動的な運営を行うことが可能となるよう、平成15年の農災法の改正により、従来は定款で規定することとされていた事項のうち、事業の細目に関する事項については、組合又は連合会の総（代）会の通常議決において変更できるよう、組合については共済規程が、連合会については保険規程が新たに導入された。これにより、事業の細目に関する事項については、定款に規定すべき事項から共済規程又は保険規程に規定すべき事項とされた。

b 加入資格基準等

(a) 加入資格基準

農業災害補償制度は、農業経営の安定と農業生産力の発展に資することを目的とし、国が共済掛金の一部（約2分の1）を負担

する制度であることから、極めて零細な生産規模の農家等については農業共済事業の対象としないこととされている。農業共済事業の対象としない者（加入資格から除外する者）の基準については、農業災害補償法施行規則（昭和22年農林省令第95号。以下「農災法施行規則」という。）において共済事業の種類ごとに、次のように定められている。

- ① 農作物共済事業については、水稻、陸稻及び麦の耕作面積の合計が10 a（北海道は、30 a）以上で、かつ、都道府県知事が水稻、陸稻又は麦ごとに定める当然加入基準面積のうち最も小さい面積を超えない範囲内で組合等が定款等で定める面積未満の規模で水稻、陸稻及び麦を耕作している者とされている。
- ② 果樹共済事業については、共済目的の種類等ごとの栽培面積（ハウス栽培のうんしゅうみかん及びぶどうについては2倍に換算）がいずれも5 a以上30 a以下の範囲内で組合等が定款等で定める面積未満の規模で果樹を栽培している者とされている。
- ③ 畑作物共済事業については、農作物にあつては、共済目的の種類等ごとの栽培面積がいずれも5 a以上30 a以下（北海道は、30 a以上1 ha以下）の範囲内で、蚕繭にあつては、畑作物共済の共済目的の種類等ごとの蚕種の掃立量がいずれも0.25箱以上2箱以下の範囲内で、組合等が定款で定める面積又は箱数未満の規模で農作物の栽培又は養蚕の業務を行っている者とされている。
- ④ 園芸施設共済事業については、特定園芸施設（注）の設置面積（ガラス室の場合は、2倍換算）が2 a以上5 a以下の範囲内で組合等が定款等で定める面積未満の者とされている。
（注） 施設園芸の用に供する施設のうち、温室等その内部で農作物を栽培するための施設及び気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設（これらに附属する設備を含むものとし、農林水産省令で定める簡易なものを除く。）
- ⑤ 家畜共済については、牛、馬又は豚について養畜の業務を営

む者が加入資格者とされており、飼養頭数等で除外すべき農家等の基準は設けられていない。

(b) 加入資格基準等の審査に関する農林水産省の指導等

組合等は、共済の引受けに当たっては、引受要綱等により、農家等が加入資格基準を満たしているか否かを審査するとともに、共済加入申込書等の内容について、耕地の地名地番の誤記、作付耕地の申告漏れ、架空申告の有無等を過去の引受実績、水田農業実施計画（確認野帳）等により検討するなど、的確に審査を行うこととされている。

共済の引受けに当たっての組合等の審査について、農林水産省は、次のような指導を行っている。

① 農作物共済の引受けに当たっては、「農作物共済引受要綱について」（昭和47年1月31日付け47農経B第209号農林省農林経済局長通知）により、組合等は、組合員等から共済細目書が提出されたときは、市町村等関係機関の協力を得て、次の方法などにより、共済細目書の内容の検討を行うこととされている。

i) 耕地の地名地番の誤記、作付耕地の申告漏れ、架空申告の有無等について、過去の引受実績、水田農業経営確立対策実施計画（生産調整実施計画）の確認野帳（農家別の生産調整面積が記載されている帳簿。以下「確認野帳」という。）等により検討する。

ii) 申告面積が過大又は過少となっていないかについて、申告面積と前年産引受面積等とを比較することにより検討する。

また、農作物共済のうち、水稻の引受けに当たっては、「米生産調整に関連する農作物共済における水稻の引受けの適正化について」（昭和45年8月31日付け45農経B第2431号農林水産省経済局長通達。以下「経済局長通達」という。）により、組合等は、調整水田（米生産調整奨励補助金の交付の対象となった耕地）を引受けの対象としないよう特に留意する。

② 畑作物共済の引受けに当たっては、「畑作物共済引受要綱について」（昭和54年4月3日付け54農経B第933号農林水産省経済局長通知）により、組合等は、加入申込書が提出されたときは、畑作台帳、作付基準、前年の引受実績又は出荷実績等により、加入申込書の記載内容について、次の事項等の確認を行うこととされている。

i) 誤記、記入漏れ、架空申告の有無等

ii) 栽培面積が適正に記入されているか。

iii) うね落とし栽培又は他の農作物との間作若しくは混作等の行われている耕地については、その事実の正確な記載があるか。また、その実利用面積の把握が適正に行われているか。

このほか、引受けに当たっては、i) 畑作物は、連作による病虫害の多発、地力の減退を生じやすいことから、ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん及びてん菜については連作をしてはならない（緑肥作物の作付け、有機質肥料の施肥等により連作による弊害が認められない場合を除く。）こと、豆類の栽培割合が50%以下でなければならないこと（この要件は北海道のみ）などを定めた作付基準を定款等で定めることとされ、組合等は、定款等において当該作付基準に適合しない畑作地の引受けを行わないこととされている。

③ 家畜共済にあつては、共済引受け時点で既に疾病・傷害が発生している家畜を明確にし、その疾病・傷害の状況を確認するため、「家畜共済の事務取扱要領及び事務処理要領について」（昭和61年3月31日付け農経B第804号農林水産省経済局長通知）において、組合等は、家畜に対する健康診断を実施した上で引受けを行うことなどが定められている。

また、共済の引受けについては、上述ア-(7)-a-(b)の農業災害補償制度行政監察において、①基準収穫量の設定が適切に行われていない、②耕地面積等の加入資格基準を満たさない農家等を加入させている等の事例がみられたことから、農林水産省に対し、

①基準収穫量の生産の実態に即した適切な設定、②加入資格、加入申込耕地等の状況の十分な審査・確認が図られるよう、組合等を指導することについて勧告している。

この勧告を受けて、農林水産省は都道府県に対し、平成5年経済局長通達を発出し、組合等に対して基準収穫量の適切な設定、引受時の審査、事務処理の的確な実施を行うよう指導することを指導している。

(イ) 共済掛金の徴収

a 共済掛金の徴収業務の概要

共済に加入する農家等は、農災法第86条において、定款等で定めるところにより、共済掛金を組合等に納付しなければならないとされている。

共済掛金の納付期限は、農災法において、原則として、農作物共済事業については共済責任期間の開始する時までとされ、果樹共済事業及び畑作物共済事業については組合等が共済責任期間の開始する時として定款等で定めた期日までとされている。なお、共済掛金の納入が共済責任の開始の条件となっている家畜共済事業及び園芸施設共済事業については、農災法においては納入期限が定められていない。

共済掛金を滞納する農家等に対する措置については、農災法第87条の2において、組合は、当然加入制を採る農作物共済事業にあつては農家等に共済掛金を確実に納付させるため、①督促状により、期限を指定して督促しなければならないこと、②督促してもなお完納しないときは、市町村に対し、その徴収を請求することができること、③滞納に係る共済掛金の額につき、年10.75%の割合を超えない範囲内において共済規程で定める割合で計算した延滞金を徴収することができることとされている。果樹共済事業及び畑作物共済事業にあつては、農作物共済事業とは異なり、組合等は共済掛金の督促を行うことは義務付けられておらず、共済掛金の納付期限までに

共済掛金の払込みがない場合には、組合等は、民法第541条の規定に基づき共済関係を解除することができることとされ、また、農林水産省が定める組合等の定款等の例文（注）においても、組合員等から正当な理由がないにもかかわらず共済掛金の納付期限までに共済掛金の払込みがない場合には、共済関係を解除する旨の規定が設けられている。ただし、農作物共済事業以外の共済事業であっても、共済掛金の分納制度（共済掛金を2回以上に分割して納付するもの）を利用している農家等が2回目以降の共済掛金の支払を滞納した場合には、組合等は、定款等の定めるところにより農作物共済事業に準じて督促を行うとともに、延滞金を徴収することとされている。

（注）農林水産省は、「農業共済組合模範定款例の基準」（昭和38年12月27日付け38農経B第4054号）、「農業共済組合模範共済規程例の基準」（平成16年1月9日付け415経営第5367号）、「共済事業を行う市町村の模範条例の基準」（昭和38年12月27日付け38農経B第4054号）、「農業共済組合連合会模範定款例」（昭和39年1月23日付け39農経B第183号）及び「農業共済組合連合会模範保険規程例」（平成16年1月9日付け15経営第5367号）により、定款等並びに連合会の定款及び保険規程の例文を示している。

b 共済掛金の徴収に係る農林水産省の指導等

共済掛金の徴収については、上述ア-(ア)-a-(b)の農業災害補償制度行政監察において、①組合等の定款等で規定されている共済掛金納入期限が遵守されていない、②共済掛金の未納者に対する督促及び延滞金の徴収が行われていない、③分納に際して必要とされる保証等を確保していないなどの事例がみられたことから、農林水産省に対し、①共済掛金の期限内徴収の徹底、②正当な理由なく共済掛金の納付を遅滞している農家等に対する督促及び延滞金徴収の徹底、③延納、分納制度における運用の適正化等が図られるよう、組合等を指導することについて勧告している。

この勧告を受けて、農林水産省は都道府県に対し、平成5年経済局長通達を発出し、組合等に対し、①払込みが遅延している農家等に対しては、定款等の定めに従い、督促、延滞金の徴収、契約の解除等適正な措置を採る、②共済掛金の分納・延納を承認する際には

確実な担保又は保証を徴するよう組合等を指導することを指導している。

また、農林水産省は都道府県に対し、平成6年10月に「農作物共済（水稻）事業の適切な運営について」（平成6年10月31日付け6農経B第3286号農林水産省経済局長通達）を発出し、組合等に対し、①共済掛金の期限内徴収に努める、②共済掛金の未納組合員等に対しては期限を指定して督促を行うとともに定款等の定めにしたがって延滞金を徴収するよう指導することを指導するとともに、「農作物共済（水稻）の適切な運営に関する指導上の留意事項について」（平成6年10月31日付け6-62農林水産省経済局保険業務課長通知）を発出し、組合等に対し、督促状は原則として定款等で定める納入期限から20日以内に発するよう指導することを指導している。

(ウ) 損害評価

a 損害評価の概要

損害評価は、農家等が共済事故によって損害を受けた場合に、連合会及び組合等がその損害の量又は損害の額を把握・査定することであり、農林水産省は農災法第98条の2の規定に基づき、損害評価のための準則（以下「損害認定準則」という。）を定めているほか、損害評価のための要綱等（以下「損害評価要綱等」という。）を共済事業の種類ごとに策定し、損害評価の具体的な実施方法を示している。

組合等は、損害認定準則及び損害評価要綱等に基づき、共済事故が発生し、共済金の支払を受けるべき損害があると認めるときは、農家等に対し、遅滞なくその旨を組合等に通知させ、また、組合等が通知を受けたときは、通知に係る耕地のすべてに対し、組合等が指定する損害評価員に損害を調査させるとともに、損害評価員による調査の結果を検定するため、損害評価員による調査の終了後に損害評価会委員及び組合等の職員が抜取調査等（注1）を行うとされている。

また、連合会は、組合等の調査結果を検定するため、組合等から損害の通知を受けたときは、連合会の抜取調査（注2）を損害評価会委員及び連合会職員が実測の方法等により行うとされている。

- （注）1 組合等の抜取調査は、損害認定準則及び損害評価要綱等に基づき、組合の損害評価会の委員及び組合等の職員が、損害評価員が損害評価を行った耕地の中から、一部の耕地を抽出して実地に収穫量調査を行うもの。損害評価は、複数の損害評価員が地区を分担して行っているため、地区ごとに評価結果に不均衡が生じないように評価結果の均衡を図ること及び損害評価員の評価結果を確認すること（検定）を目的とする。
- 2 連合会の抜取調査は、損害認定準則及び損害評価要綱等に基づき、連合会の損害評価会の委員又は連合会の職員が、組合等が現地調査を行った耕地の中から、一部の耕地を抽出して実地に収穫量調査を行うもの。組合等ごとの評価結果に不均衡が生じないように評価結果の均衡を図ること及び組合等の評価結果を確認すること（検定）を目的とする。

なお、組合等は、損害評価要綱等に基づき、肥培管理（肥料等を施したり、水の管理を行うこと）の粗放若しくは不行き届き又は病虫害防除の不適切その他共済事故以外の原因によると認められる減収量があると認められた場合には、共済事故以外の原因による減収量と共済事故による減収量とを分割して評価を行い、共済事故以外の減収量は、減収として取り扱わないものとするとしている（以下、この評価方法を「分割評価」という。）。

b 損害評価に関する農林水産省の指導等

損害評価の実施については、上述ア-(ア)-a-(b)の農業災害補償制度行政監察において、①損害評価は3人の損害評価員で編成する評価班が行うこととされているにもかかわらず1ないし2人で班を編成している、②損害評価員が自分の所属する集落や自己の耕地の評価を担当している、③抜取調査の対象筆数が規程で定められた数量に満たないなどの事例がみられたことから、農林水産省に対し、組合等が損害評価の要綱等に従った損害評価の適正な実施を図るよう、組合等を指導することについて勧告している。

この勧告を受けて、農林水産省は都道府県に対し、平成5年経済局長通達を発出し、組合等に対して損害評価を損害評価要綱等に従

い厳正に行うよう指導することを指導している。

(I) 共済金等の支払

共済責任期間中において共済事故が発生した場合には、組合等は、農災法に基づき、農家等に対し、共済目的の種類等別に支払共済金の額を算定して共済金を支払うこととされている。また、「農業共済組合模範共済規程例の基準」や「共済事業を行う市町村の模範条例の基準」において、組合等は、連合会から保険金の支払を受けた日から5日以内に、農家等が登録した金融機関の個人別預金口座に共済金を振り込むこととされている。

また、家畜共済事業については、農災法第118条の規定に基づき、組合員等は、共済責任の開始した日から2週間以内の期間（以下、この期間を「待期間」という。）に共済事故が発生したときは、その共済事故の原因が共済責任の開始後に生じたことを証明しなければ共済金を請求することはできないとされている。

なお、組合等は、共済事故が発生せずに共済責任期間が終了した場合には、共済掛金を返還する義務を負わないが、i) 組合員等が自己の責めに帰すべき事由がなく、一定期間組合等から共済金の支払を受けないとき、ii) 支払を受けた共済金が一定の額に満たないときには、農災法第102条の規定に基づき、組合員等に対して共済掛金の一部に相当する金額を払い戻すことができる（以下、払い戻される共済掛金を「無事戻金」という。）とされている。無事戻金の算出方法等は、農災法施行規則第24条の規定に基づき、共済事業の種類ごとに定められている。

イ 調査結果

今回、47都道府県の294組合等のうち、23道府県の85組合等において、平成13年度、14年度及び15年度について、農作物共済事業、家畜共済事業、果樹共済事業、畑作物共済事業及び園芸施設共済事業の計5共済事業ごと、かつ、共済目的の種類別に、共済加入農家等の中から共済金の

支払額が多い順に等間隔抽出法により原則として3ないし4農家等、延べ4,123農家等を選定し、共済の引受け、共済掛金徴収、損害評価、共済金及び無事戻金の支払の実施状況について調査した。その結果、83組合及び延べ1,104農家等について、次のような問題がみられ、これに係る過大支払額は約95万6,000円、過少支払額は約4万2,000円、未徴収額は約3万円となっている。

(7) 共済の引受け

a 共済関係の成立手続等が不適切なものあり

調査対象85組合等について、組合等が、作目等の生産の実態に即して共済責任期間の開始前に共済関係が成立するよう定款等に加入申込期限（農作物共済事業については、共済細目書の提出期限。以下同じ。）及び共済掛金の納入期限を適切に規定しているか調査するとともに、調査対象4,123農家等について、農家等の加入申込及び組合等の加入承諾等の手続きが共済責任期間の開始前に完了し、共済関係の成立が適切に行われているか調査した結果、次のとおり、定款等における共済の加入申込期限等の設定状況等が不適切なものが83組合等延べ479農家等みられた。

- ① 共済の加入申込期限等が共済責任期間の開始前となるように定款等に規定していないものが、
 - i) 農作物共済事業の水稻においては調査対象85組合等中81組合等、麦においては調査対象42組合等中41組合等、
 - ii) 果樹共済事業のうんしゅうみかんにおいては調査対象18組合等中2組合等、
 - iii) 畑作物共済事業のばれいしょにおいては調査対象6組合等中4組合等、大豆においては調査対象38組合等中27組合等についてみられる。

また、共済掛金の納入期限を共済責任期間開始前となるように定款等に規定していないものが、

- i) 果樹共済事業のうんしゅうみかんにおいては調査対象18組合

等中2組合等、ぶどうにおいては調査対象2組合等中1組合等、ももにおいては調査対象3組合等中1組合等、
ii) 畑作物共済事業のばれいしょ、大豆及び小豆においてはそれぞれ調査対象6組合等、38組合等及び7組合等すべてについてみられる。

② 抽出対象4,123農家等を対象として、農作物共済事業においては共済責任期間の開始前までに共済細目書が提出されているか、また、果樹共済事業及び畑作物共済事業においては共済責任期間の開始前までに共済関係の成立手続きが完了しているかについて、農家等の加入申込みの時期、組合等の加入承諾の時期を調査した結果、共済責任期間の開始前までに組合等に共済細目書又は加入申込書（以下「加入申込書等」という。）を提出していない農家等が、

i) 農作物共済事業においては、水稻は調査対象85組合等834農家等中22組合等150農家等、麦は調査対象42組合等395農家等中17組合等103農家等、
ii) 果樹共済事業においては、うんしゅうみかんは調査対象18組合等171農家等中2組合等15農家等、
iii) 畑作物共済事業においては、ばれいしょは調査対象6組合等54農家等中1組合等3農家等、大豆は調査対象38組合等351農家等中17組合等121農家等、小豆は調査対象7組合等63農家等中2組合等10農家等みられる。

また、農家等が共済責任期間の開始前までに組合等に加入申込書等を提出しているにもかかわらず、組合等が共済責任期間の開始前までに加入承諾を行っていないものが、

i) 果樹共済事業においては、うんしゅうみかんが1組合等1農家等及びなしが1組合等2農家等、
ii) 畑作物共済事業においては、ばれいしょが2組合等10農家等、大豆が10組合等64農家等、計延べ14組合等77農家等でみられる。

③ 畑作物共済の大豆を調査対象とした38組合等のうち、平成15年

9月保険班事務連絡に基づき、畑作物共済事業の大豆について定款等に規定している共済加入申込時期等の見直しを実施しているものはみられない。

これらの原因は、組合等が、定款等に規定している加入申込期限及び共済掛金の納入期限が共済責任期間の開始時期と乖離^{かい}していることに問題意識を持たず、定款等の見直しを行っていないこと、また、組合等に対し常例検査を行っている都道府県においても、組合等が定款等で規定している加入申込期限等が共済責任期間の開始時期と乖離していることについて問題意識が薄く、常例検査において定款等の規定内容を検査していないこと等が挙げられる。

b 加入資格基準等を遵守せず、共済引受けが不適切なものあり

調査対象85組合等4,123農家等について、組合等が共済引受け時に農家等や耕地等についての加入資格等を遵守し、引受けを適正に行っているか調査した結果、次のとおり不適切なものが、53組合等延べ430農家等みられ、これに係る過大支払額は約93万6,000円、過少支払額は約4万2,000円となっている。

- ① 組合等が定款等で定めている加入資格基準面積に満たない耕地しか保有せず、共済の加入資格がない農家等が加入しているものが6組合等8農家等みられる。このうち、3組合等3農家等については、災害等の発生に伴い共済金計約8万5,000円が支払われている。
- ② 組合等が定款等で引き受けないとしている同一作物の連作耕地等を引き受けているものが6組合等56農家等みられる。このうち、1組合1農家等については、連作が原因とみられる病害に対し共済金約9万4,000円が支払われている。
- ③ 共済金の支払には到っていないものの、同一の耕地を二重に引き受けているものが3組合等3農家等みられる。
- ④ 耕地面積を実際の面積より過大又は過少に引き受けているも

のが10組合等12農家等みられる。このうち、4組合等5農家等については、過大又は過少に共済金が支払われ、その額は過大支払分約1万7,000円、過少支払分約9,000円となっている。

⑤ 園芸施設共済事業及び家畜共済事業において、施設及び家畜の共済価額を過大又は過少に設定して引き受けているものなどが5組合等13農家等みられる。このうち、3組合等5農家等については共済金約73万8,000円が過大に、約3万2,000円が過少に支払われている。

⑥ 共済金の過大又は過少な支払には至っていないものの、

i) 家畜共済事業において、共済の引受時に行うこととされている家畜の健康診断を共済の引受後に行っているもの等が11組合等78農家等、

ii) 農作物共済事業において、組合等が引受時に作付状況等の耕作の実態を正確に把握しないまま引受けを行っているものが1組合等9農家等、

iii) 農家等に対する加入承諾書の発送を決裁手続き前に行っているものなど引受けの事務手続きが適切に行われていないものが34組合等251農家等

みられる。

これらの原因は、①組合等が、加入資格を精査しないまま共済の引受けを行っていること、②引受けに際して、対象となる耕地等の面積、地番、耕地の種類などを十分に確認しないまま誤って引受けを行っていること等が挙げられる。

なお、中には、共済事故が発生した場合の農家等に対する補償を不当に手厚くするために組合等が不当な共済価額を意図的に設定したとしているものもある。

(イ) 共済掛金の徴収

調査対象85組合等4,123農家等について、共済掛金が定款等で規定された期限までに納入されているか調査するとともに、また、共済掛

金を滞納するものに対する督促等の措置が的確に行われているか調査した結果、次のとおり不適切なものが、19組合等延べ40農家等みられ、未徴収となっている延滞金の額は約3万円となっている。

- ① 定款等で定められた共済掛金の納入期限までに共済掛金を納入しない農家等に対し、
 - i) 滞納に伴い、延滞金の納入義務が発生しているにもかかわらず、組合等が農家等から延滞金を徴収していないものが5組合等8農家等みられ、8農家等の延滞金未徴収額は約2万6,000円となっている、
 - ii) 督促状の発出対象となる20日以上共済掛金を滞納しているにもかかわらず、組合等が督促を行っていないものが6組合等10農家等みられる、
 - iii) 延滞期間が20日以上であり、かつ、延滞金の納入義務が発生しているにもかかわらず、組合等が農家等に対する督促を行わず、延滞金も徴収していないものが2組合等2農家等みられ、未徴収の延滞金額は約4,000円となっている。
- ② 担保又は保証人のないまま分納を認めているものなど共済掛金の徴収手続きが適切に行われていないものが8組合等20農家等みられる。

これらの原因は、組合等が共済掛金の徴収状況を適切に把握していないことによるほか、農家等の感情悪化を恐れていること等が挙げられる。

(ウ) 損害評価

調査対象85組合等4,123農家等について、組合等における損害評価の実施状況を調査した結果、次のとおり不適切なものが、24組合等延べ116農家等みられ、これに係る過大支払額は約7,000円となっている。

- ① 損害評価要綱等に定められた方法と異なる評価方法により損害評価を行っているものが2組合等2農家等みられ、適正に損害評価を行った場合に比べ過大に支払われた共済金は約7,000円となって

いる。

② 損害評価員は、自分の所属する集落や自己の耕地の評価を担当することは好ましくないとされているにもかかわらず、自集落の評価を行っているものが1組合等8農家等みられる。

③ 損害通知等に記載漏れがあるなど、損害評価の事務処理が適切に行われていないものが21組合等106農家等みられる。

これらの原因は、組合等が損害評価要綱等を十分に承知していないこと等が挙げられる。

(I) 共済金等の支払

調査対象85組合等4,123農家等について、農家等に対する共済金又は無事戻金の支払状況について調査した結果、次のとおり不適切なものが、19組合等延べ39農家等みられ、これに係る過大支払額は約1万2,000円となっている。

① 無事戻金の支払対象とならない農家等に対し無事戻金が支払われていたり、待期間中の疾病に対し共済金が支払われているものがあり、共済金の支払対象とならない農家等に対し共済金が支払われているものが2組合等3農家等みられ、不適正支払額は約1万1,000円となっている。

② 無事戻金が過大に支払われているものが2組合等2農家等みられ、過大支払額は約1,000円となっている。

③ 組合等が連合会から保険金の支払を受けた日から5日以内に農家等に対し共済金が支払われていないなど支払が遅延しているものが4組合等13農家等みられる。

④ 共済金が地区の代表者に一括して支払われており、本来の支払対象者以外の者に共済金が支払われているものが1組合等4農家等みられる。

⑤ 理事会や総代会に諮らずに無事戻金の不払を決定しているもの、農家等が家畜共済の病傷事故共済金の代理受領を指定獣医師に委任する場合の当該委任状の記載内容に不備があるものなど、支払に

係る事務手続き等が適切に行われていないものが11組合等17農家等みられる。

これらの原因は、組合等が共済金の支払に係る規定を十分承知していないこと、組合等の内部審査が厳正に行われていないこと等が挙げられる。

(オ) 都道府県による指導監督の実施状況

調査対象とした23道府県が行っている常例検査において、上記(ア)から(エ)に挙げた不適切な業務処理について改善が指摘されているかを調査した結果、大半が常例検査において指摘されていない。

これらの原因は、

- ① 常例検査において使用しているチェックリストが、組合等の定款等で定められた加入申込期限や共済掛金の払込期限が共済責任期間の開始前となっているかについて検査することとなっていないなど、不適切事例を的確に把握できるものとなっていないこと、
 - ② チェックリストにおいて検査することとされていながら常例検査の担当者が不適切事例を見過ごしていること、
- のほか、常例検査で改善を指摘しながら改善状況をフォローアップしていないことなどによる。

ウ 所見

したがって、農林水産省は都道府県に対し、適正な共済事業運営を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① すべての組合等について、法令等への定款等の適合状況、共済金の支払、延滞金の徴収等の業務の実施状況、適正な事務処理を図るための組合等における内部検査機能の運用状況等を総点検することについて助言を行うこと。
- ② 常例検査で検査すべき事項を記載したチェックリストを示し、これに基づき組合等の常例検査を的確に行うことについて助言を行うこと。
- ③ 共済金の過大又は過少な支払を行っている組合等に、速やかに共済

金の返還又は追給を行わせることについて助言を行うこと。